

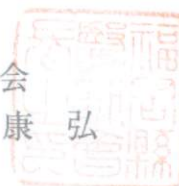
福岡県医発第 2273 号(総)

平成 18 年 3 月 24 日



各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 竹 嶋 康 弘



後発医薬品の安定供給について

標記につきまして、福岡県保健福祉部薬務課監視係より別添のとおり通知がありましたので、お送りいたします。

本件は、平成 18 年度薬価制度改革の骨子を受けて、平成 18 年 3 月 10 日付医政発第 0310005 号厚生労働省医政局長通知が発出され、後発医薬品の安定供給の要件が規定され、その確保にむけて、厚生労働省医政局経済課が後発医薬品の製造販売業者に対して必要な指導を実施するとともに、後発医薬品の安定供給に関して苦情があった場合、別添様式により厚生労働省医政局経済課あてご連絡いただきたいとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件にご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽

(別添)

厚生労働省医政局経済課宛 (FAX: 03-3507-9041)

後発医薬品の安定供給に関する苦情

年 月 日提出

苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名

苦情の内容

注) いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載してください。

保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先

注) 必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必ず記載してください。

(添紙)

17薬第4461号

平成18年3月15日

出発日 月 年

社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健福祉部薬務課長

(監視係)



容内の謝答

後発医薬品の安定供給について

標記については、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を受けて、別添写しのとおり、平成18年3月10日付医政発第0310005号厚生労働省医政局長通知が発出され、下記のとおり後発医薬品（薬価基準収載後3ヶ月を経過していないもの及び「薬価基準削除願」が提出されたものを除く。以下同じ。）の安定供給の要件が規定され、その確保にむけて、厚生労働省医政局経済課が後発医薬品の製造販売業者に対して必要な指導を実施することとされました。

貴会におかれましては、貴会会員等から後発医薬品の安定供給に関して苦情があった場合、別添様式により厚生労働省医政局経済課あて御連絡いただきますようお願いいたします。

記

- 1 後発医薬品の製造販売業者は、正当な理由がある場合を除き、少なくとも5年間は継続して製造販売し、保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）からの注文に迅速に対応できるよう、常に必要な在庫を確保すること。また、医薬品原料の安定的かつ継続的な確保に留意すること。
- 2 後発医薬品の製造販売業者は、注文を受け付けてから、適切な時間内で保険医療機関等に届けられるよう全都道府県における販売体制を整備すること。また、容易に注文受付先がわかるよう保険医療機関等に必要な情報を提供すること。
- 3 後発医薬品の製造販売業者は、保険医療機関等からの安定供給に関する苦情を迅速かつ適切に処理しその改善を行う体制を整備し、その実施に努めること。



(別添)

厚生労働省医政局経済課宛 (FAX: 03-3507-9041)

後発医薬品の安定供給に関する苦情

年 月 日提出

苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名

苦情の内容

注) いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載してください。

保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先

注) 必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必ず記載してください。



医政発第0310005号
平成18年3月10日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

後発医薬品の安定供給について、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今般、別添通知のとおり、（社）日本医師会会長、（社）日本歯科医師会会長、（社）日本薬剤師会会長及び日本製薬団体連合会会長宛通知したので、御了知のうえ、貴管下関係者に対する周知方よろしくお願いいたします。

（参考）

平成18年度薬価制度改革の骨子（抄）

（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会総会）

- 後発品については、その収載に当たり必要な規格がすべて揃っていることを原則とするとともに、安定供給を確保するよう指導することとする。
【平成18年度実施】





医政発第0310003号

平成18年3月10日

日本製薬団体連合会会長 殿

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

後発医薬品の安定供給については、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今後以下のとおりとしますので、周知方よろしく願います。

また、後発医薬品の安定供給に当たって、医薬品製造販売業者として必要な情報の収集及び提供について遺漏なく対応するよう願います。

1. 安定供給の要件

後発医薬品の使用促進を図るためには、その安定供給に関し、保険医療機関、保険薬局及び患者の信頼を確保・向上させていくことが肝要である。

薬価基準収載医薬品は、全国レベルで保険医療機関又は保険薬局の注文に応じて継続的に供給することが必要であることから、後発医薬品（薬価基準収載後、3ヶ月を経過していないもの、及び「医療用医薬品の供給停止について」（平成10年10月7日経第56号厚生省健康政策局経済課長通知）に規定する手続きを経て「薬価基準削除願」が提出されたものを除く。以下同じ。）についてその安定供給の要件を以下のとおり規定するので、後発医薬品の製造販売業者は、その遵守に努めること。

- ① 正当な理由がある場合を除き、少なくとも5年間は継続して製造販売し、保険医療機関及び保険薬局からの注文に迅速に対応できるよう、常に必要な在庫を確保すること。また、医薬品原料の安定的かつ継続的な確保に留意すること。
- ② 注文を受け付けてから、適切な時間内で保険医療機関及び保険薬局に届けられるよう全都道府県における販売体制を整備すること。また、容易に注文受付先がわかるよう保険医療機関及び保険薬局に必要な情報を提供すること。
- ③ 保険医療機関及び保険薬局からの安定供給に関する苦情を迅速かつ適切に処理しその改善を行う体制を整備し、その実施に努めること。

2. 保険医療機関及び保険薬局からの苦情への対応

今般、(社)日本医師会、(社)日本歯科医師会、(社)日本薬剤師会から後発医薬品の安定供給に関する苦情を当局経済課が受け付け、当該製造販売業者に対し必要な調査及び改善指導を行う仕組みを設けたこと。また、その旨関係団体の長宛に通知したこと。

3. 安定供給に支障を生じた事業者への対応

上記2.において、文書により改善指導を行った場合は、改善指導を行った事業者名及び改善指導の内容等について公表すること。

また、改善指導を行った次年度以降、当該事業者から薬価収載希望を受け付ける場合には、安定供給改善報告書を提出させることとし、その改善が図られない場合は、薬価収載希望書を受け付けないことがあること。



医政発第0310004号

平成18年3月10日

(1408-7038-80:XA7) 東京府立総合医療センター

社団法人 日本医師会会長 殿

出頭日 月 年

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

内容の謝苦

。いふた>アJ 薬品に内附具で廻るきつたの式へあな顧問がもとのとてV (当

後発医薬品の安定供給について、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今般、別添通知のとおり、日本製薬団体連合会長宛通知したので、御了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等からの苦情があった場合、別添様式に掲げる事項について当局経済課に連絡していただきたく、その周知方よろしく御配慮をお願いいたします。

なお、経済課において苦情を受け付けた場合、当該後発医薬品の製造販売業者への必要な調査、改善指導等を行うことを申し添えます。

夫發重、各苦出時、各同業剣羽・関謝察因剣羽

重、たのすまじあ地うこ>関を時特の容内耐苦J 敬版でも期務アJ なる要立 (お

。いふた>アJ 薬品に内附具で廻るきつたの式へあな顧問がもとのとてV (当

(別添)

厚生労働省医政局経済課宛 (FAX: 03-3507-9041)

後発医薬品の安定供給に関する苦情

年 月 日提出

苦情を申し立てる後発医薬品の名称と製造販売事業者名

苦情の内容

注) いつどのような問題があったのかできる限り具体的に記載してください。

保険医療機関・保険薬局名、担当者名、連絡先

注) 必要に応じて経済課より連絡し苦情内容の詳細を聞くことがありますので、連絡先は必ず記載してください。

写

号A000180業発類薬
日01月8年81西平

医政発第0310004号
平成18年3月10日

社団法人 日本歯科医師会会長 殿

厚生労働省医政局長

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

後発医薬品の安定供給について、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今般、別添通知のとおり、日本製薬団体連合会長宛通知したので、御了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等からの苦情があった場合、別添様式に掲げる事項について当局経済課に連絡していただきたく、その周知方よろしく御配慮をお願いいたします。

なお、経済課において苦情を受け付けた場合、当該後発医薬品の製造販売業者への必要な調査、改善指導等を行うことを申し添えます。

長4000120京発薬器
日01月8年81和平



医政発第0310004号
平成18年3月10日

社団法人 日本薬剤師会会長 殿

薬 具会会報国科館



品風類圖書備管主執

厚生労働省医政局長



後発医薬品の安定供給について

後発医薬品の安定供給について、平成18年度薬価制度改革の骨子（平成17年12月16日中央社会保険医療協議会了解）を踏まえ、今般、別添通知のとおり、日本製薬団体連合会長宛通知したので、御了知願います。

貴会におかれましては、後発医薬品の安定供給について、会員等からの苦情があった場合、別添様式に掲げる事項について当局経済課に連絡していただきたく、その周知方よろしく御配慮をお願いいたします。

なお、経済課において苦情を受け付けた場合、当該後発医薬品の製造販売業者への必要な調査、改善指導等を行うことを申し添えます。